
プロジェクト **金融商品（減損）**

項目 **IASB 会議（2013 年 10 月）における検討状況について**

本資料の目的

1. 金融商品専門委員会では、金融商品（減損）に関して、IASB が公開草案「金融商品：予想信用損失」（以下「IASB の公開草案」または「公開草案」という。）に対して寄せられたコメントを踏まえて開始した再審議の模様について、適時に情報を更新するとともに、ASBJ の対応等について検討を行っている。
2. 本資料は、金融商品（減損）についての金融商品専門委員会における審議状況をご報告するとともに、IASB の検討状況や ASBJ の対応等についてコメントを頂くことを目的としている。

IASB の公開草案及び IASB 会議（2013 年 10 月）による審議の概要

3. IASB の公開草案「金融商品：予想信用損失」における主要な提案は次のとおりである。
 - (1) 信用度が当初認識以降に著しく悪化していないか又は報告日現在で信用リスクが低い（例えば、「投資適格」である）金融商品について、12 か月の予想信用損失を認識する。
 - (2) 信用度が当初認識以降に著しく悪化している金融商品（報告日現在で信用リスクが低い場合は除く）について、全期間の予想信用損失を認識する。このうち、報告日現在で減損の客観的証拠がある金融資産については、金利収益を予想信用損失を減額した純額での帳簿価額をベースとして計算する。
4. 2013 年 10 月会議で審議された項目は以下のとおりであり、すべて IASB 単独で行われた。
 - (1) 全期間の予想信用損失をいつ認識すべきかの評価
 - (2) 金融資産の期間経過が 30 日超となっている場合の反証可能な推定、及び、「信用リスクが低い」金融商品に関する運用上の単純化¹
 - (3) 予想信用損失の測定（割引率を含む）
 - (4) 条件変更
5. 今回の委員会では、上記のうち、当委員会よりコメントレターを提出する際に特に議論となった次の点についてご説明させていただく。
 - (1) 金融商品の信用リスクが当初認識時点から著しく増大した時に、全期間の予想信

¹ IASB の公開草案では、「信用リスクが低い」金融商品については、著しい信用の増大があったか否かを評価することなく、ステージ 1 に区分することを認める旨が運用の単純化の措置として提案されていた。

- 用損失を認識するかどうか（前項(1)の一部）
- (2) 金融資産の期間経過が 30 日超となっている場合の反証可能な推定（前項(2)の一部）
 - (3) 「信用リスクが低い」金融商品に関する運用の単純化（前項(2)の一部）
 - (4) 予想信用損失の測定において適用すべき割引率（前項(3)の一部）
 - (5) 条件変更
6. なお、金融商品専門委員会での検討がされていないため、今回の報告対象とはしていないが、IASB は 2013 年 11 月、2013 年 12 月会議において、次の点について審議を行っている。
- （2013 年 11 月会議）
- (1) 貸出コミットメント及び金融保証契約
 - (2) FV-OCI で測定される金融商品
 - (3) 金利収益－算定及び表示
 - (4) 購入または組成された信用減損金融資産
 - (5) 売掛債権及びリース債権に関する単純化されたアプローチ
 - (6) IFRS 第 9 号「金融商品」に関する強制適用日
- （2013 年 12 月会議）
- (1) 貸出コミットメント及び金融保証契約
 - (2) 移行措置及び影響度分析
7. また、IASB 及び FASB は、2014 年 1 月に共同会議を開催し、金融商品（減損）についても共同で審議を行うことを予定している。但し、IASB は、2013 年 9 月の会議で、FASB が公開草案で提案していた CECL モデルを棄却するとともに、IASB が公開草案で提案していた 3 ステージモデルをベースとして審議を進めて行くことを暫定決定している。また、FASB も、2013 年 12 月会議において、IASB が公開草案で提案していた 3 ステージモデルを棄却するとともに、CECL モデルの改善を図っていく旨を暫定決定している。

IASB 会議における暫定決定及び金融商品専門委員会における主な議論

金融商品の信用リスクが当初認識時点から著しく増大した時に、全期間の予想信用損失を認識するかどうか

8. IASB の公開草案では、当初認識時以降に信用リスクの著しい増大があった場合、全期間の予想信用損失を認識しなければならないとしていた。
9. 当該提案に対して、提案されているモデルは、信用リスク管理システムが洗練されていなかったり、予想信用損失の見積りに必要な過去のデータが十分でない（新商品が最近提供されているような場合）国や企業にとってコストがかかるという懸念が示されたため、今回の会議では、次のアプローチが検討された上で、公開草案の提案を単純化する方法について検討がされた。
- (1) 信用リスクの絶対的レベルを基礎とするアプローチ
 - (2) 信用リスク管理の目的の変化を基礎とするアプローチ²
 - (3) 信用引受方針を基礎とするアプローチ
 - (4) 取引相手毎に信用リスクの著しい増大があったか否かを評価するアプローチ³
10. IASB は、審議の結果、次の暫定決定を行っている。

IASB は、全期間の予想信用損失は当初認識以降に信用リスクの著しい増大がある場合に認識しなければならない旨を確認することを暫定的に決定した。

また、IASB は、以下の事項を明確化する（場合によっては、設例を通じて）ことを暫定的に決定した。

- ① 信用リスクの著しい増大の評価を単純化することができる。これは、特定のポートフォリオ（商品の種類ないしは地域ごと）について当初の最大信用リスク（「組成時」信用リスク）を設定し、報告日現在の当該ポートフォリオの中の金融商品の信用リスクをその組成時信用リスクと比較することによって行う。これは当初認識時に信用リスクが類似している金融商品のポートフォリオについて可能となる。
- ② 信用リスクの著しい増大の評価を相手方の評価を通じて実施することができる（そうした評価が提案モデルの目的を達成する限り）。

11. 金融商品専門委員会では、主に次のコメントが示された。

- 取引相手先毎に信用リスクの著しい増大があったか否かを評価するアプローチは一見、絶対的アプローチに近いように見えるが、やはり提案されているアプローチを適用することは実務上困難と考えられる。
- 信用リスク管理の目的の変化を基礎とするアプローチについて、IASB のスタッフ

² 当該アプローチの説明として、ASBJ のコメントレターが参照されていた。

³ 当該アプローチは、絶対的アプローチに類似したものではあるが、信用リスクの著しい増大があったか否かを評価する旨を要求することは維持しつつ、当該評価に当たって、カウンターパーティ・リスクを基礎とするものである。

ペーパーには、全期間の予想信用損失の認識時期を遅らせることになるとの認識が示されているが、必ずしもそうではないのではないか。

金融資産の期日経過が30日超となっている場合の反証可能な推定

12. IASB の公開草案では、契約上の支払いが30日超延滞している場合に金融商品の信用リスクは著しく増大しているという反証可能な推定を提案していた。
13. 当該提案に対して、回答者の多くが支持していたものの、次のような懸念が示されたため、IASB はこれらへの対応について審議を行った。
 - (1) 反証可能な推定の目的が明確でない(30日延滞までステージ2への移行を待っても良いと誤解される可能性がある。)
 - (2) 反証に関する実務的な負担が大きい。
 - (3) どのような状況において推定の反証が可能であるか、不明確である。
14. IASB は、審議の結果、次の暫定決定を行っている。

IASB は、契約上の支払の期日経過が30日超となっている場合には信用リスクの著しい増大があるという反証可能な推定を暫定的に確認したほか、次の点を明確化することを暫定的に決定した。

- ① 反証可能な推定の目的は、信用リスクの著しい増大を経験した金融商品を識別するための安全措置又は最も遅い時点としての機能を果たすことである。
- ② この推定は反証可能である⁴。
- ③ 反証可能な推定の適用は、信用リスクの著しい増加を、債務不履行又は減損の客観的証拠が生じる前に識別することである。

15. 金融商品専門委員会では、主に次のコメントが示された。
 - 30日超延滞である場合、事務疎漏によるものかどうか個別に評価しなければならぬとすれば、非常に手間がかかることが懸念される。

信用リスクが低い金融商品に対する運用の単純化

16. IASB の公開草案では、信用リスクが報告日時点で低い金融商品について、信用リスクの著しい増大があるかどうかの評価を行うことなく、12ヶ月の予想信用損失と同額の引当金を測定することが提案されていた。
17. 当該提案に対して、殆どの回答者が支持していたものの、次のような点が不明確であるとの懸念が示されたため、IASB はこれらの点を明確化する方向で審議を行った。

⁴ スタッフ提案には、推定の反証を商品毎に評価することは要求されない旨も記述されており、当該提案にも反対は示されなかった。

- (1) 信用リスクが低い場合の免除規定の目的
- (2) 「信用リスクが低い」旨の記述
- (3) 絶対的で明確な境界線(absolute bright-line)
- (4) 投資適格との関係
- (5) 外部格付と内部格付の等級
- (6) グローバルな格付による等級と国内の格付の等級

18. IASBは、審議の結果、次の暫定決定を行っている。

IASBは、企業は報告日現在で金融商品の信用リスクが低い場合には信用リスクが著しく増大していないと仮定できると暫定的に決定したほか、次の事項を暫定的に決定した。

- ① 信用リスクの低さについての記述の提案を修正し、次のような特徴をもっと適切に反映させる。
 - 当該金融商品の債務不履行のリスクが低いこと
 - 借手が、短期的に、自らの義務を果たす強力な能力を有していると考えられること
 - 貸手の長期的な予想では、経済や事業状況の不利な変化により、借手が義務を履行する能力が低下する可能性がある（ただし、必ずしもそうなるとは限らない）こと
- ② 「信用リスクが低い」という概念は、全期間の予想信用損失の認識についての明確な境界線での契機となることを意図したものでないことを明確化する。むしろ、ある金融商品の信用リスクが低くなくなった場合に、企業は全期間の予想信用損失を認識すべきかどうかを判定するため、信用リスクの著しい増大が生じているのかどうかを評価することになる。
- ③ 金融商品が外部で格付けされていることは要求されないが、信用リスクが低いということが「投資適格」のグローバルな信用格付けの定義と同じであることを明確化する。

19. 金融商品専門委員会では、主に次のコメントが示された。

- 運用の単純化の観点から、信用リスクの低い金融資産について例外措置が設けられているものの、現在の自己査定の実務を見直さざるを得ないことを懸念している。
- 「投資適格」か否かをステージ1からステージ2への移行のベンチマークに利用するとした場合、仮に格付けにおいて利用される情報セットが信用リスクの著しい増大の判断に必要な情報セットと異なる場合、結局、貸倒損失の認識が遅すぎるという批判に応えることができないのではないかと。

予想信用損失の測定において適用すべき割引率

20. IASBの公開草案では、予想信用損失の測定に当たって、常に貨幣の時間価値を反映す

る（但し、適用すべき割引率について、無リスク金利と当初実効金利との間の合理的な率を許容する）ことが提案されていた。

21. 公開草案はこの提案について明確には回答者にコメントを求めていなかったが、提案を支持したのは少数であり、作成者を含む殆どの者は提案に反対していた。このため、IASBは、スタッフが作成した次の代替案をベースに審議を行った。

(1) 代替案1：明確化を条件に、公開草案の提案を確認する。

(2) 代替案2：実効金利（又はその近似値）を用いることを要求するが、実効金利を決定することが実務上不可能な場合は無リスク金利の使用を許容する。

22. 上記代替案と併せて、次のような利率が合理的な率になるという追加的なガイダンスを提供することがスタッフより提案された。

(1) 実効金利の近似値となる利率

(2) 次の要因を反映している利率

① 貨幣の時間価値（無リスク金利）

② 当初の予想信用損失の補償

③ 非予想信用損失、流動性リスクなどの受け入れているリスクについての補償

④ 利幅

⑤ プレミアム、ディスカウント、支払われた手数料及び前払利息並びに取引費用についての調整

23. IASBは、審議の結果、次の暫定決定を行っている。

IASBは、予想信用損失を実効金利又はその近似値で割り引くべきであると要求することを暫定的に決定した。

24. 金融商品専門委員会では、特にコメントは示されなかった。

条件変更がされた場合の損益の認識

25. IASBの公開草案は、条件変更がされた場合の取扱いについて、次の提案がされていた。

(1) 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが再交渉されるか又は他の方法で条件変更され、その再交渉又は条件変更により当該金融資産の認識の中止が生じない場合には、企業は総額での帳簿価額を再交渉後又は条件変更後の契約上のキャッシュ・フローに基づいて再計算しなければならない。条件変更による利得又は損失を純損益に認識しなければならない。

(2) 総額での帳簿価額は当初の実効金利で割り引かれた将来の見積り契約キャッシュ・フローの現在価値として再計算される。

26. 当該提案に対して、少数の回答者から、提案は条件変更損益が認識されるべき科目が

規定されていないというコメントがあり、表示科目について審議が行われた。他方、条件変更に伴う損益をその後の期間に繰り延べるか否かについては、特段の審議はされなかった。

27. IASB は、審議の結果、次の暫定決定をしている。

IASB は、次の提案を確認することを暫定的に決定した。

- ① 条件変更の要求事項は、条件変更の理由に関係なく、契約上のキャッシュ・フローのすべての条件変更又は再交渉に適用される。
- ② 条件変更による利得又は損失は、純損益に認識すべきである。
- ③ 条件変更後の金融資産は、その他の金融商品と同様の「対称的な」処理に従う（すなわち、条件変更後の金融資産は、12 か月の予想信用損失引当金でステージ 1 に戻ることができる）。

28. 金融商品専門委員会では、主に次のコメントが示された。

- 条件変更について、必ずしも信用損失として扱うことは必要がない旨について示唆されている点は評価するものの、条件変更に関する会計処理については、引き続き、多くの疑問がある。

以 上

(参考) ASBJ から IASB の公開草案に対するコメントレーターと IASB の 10 月会議
における暫定決定の比較

主な項目	ASBJ のコメントレーター	IASB による 10 月の審議
信用度の「著しい悪化」に基づく金融資産の区分	「著しい悪化」に基づく金融資産の区分(相対的アプローチ)でなく、報告日時点における情報をベースとした区分(絶対的アプローチ)を採用することを提案。	当初認識以降に信用理数の著しい増大がある場合に全期間の予想信用損失を認識しなければならない旨を確認。
30 日間延滞の場合の反証可能な推定	借手に信用の悪化がないにも関わらず、30 日超延滞になること(単純に送金を失念していた場合があり得る)について、財務諸表作成者から強い懸念が指摘されていることを述べた上で、数値基準を設けずに要求事項の目的を明らかにすることを提案。	契約上の支払の期日経過が 30 日超となっている場合には信用リスクの著しい悪化があるという反証可能な推定を暫定的に確認。
信用リスクが低い金融資産の単純化	信用リスクが低い金融資産に関する実務上の便法が、IASB の意図(実務上の負荷の軽減)を達成しうるものか懸念が示されていることを述べた上で、実務的便法を設けることが引き続き必要とかが投げられる場合、再検討することを提案。	金融商品の信用リスクが低い場合には信用リスクが著しく増大していないと仮定できることを暫定的に決定。
割引率	割引計算を行う場合、当初の実効金利(EIR)により、割引計算を行うべき旨を提案。	予想信用損失を実効金利又はその近似で割り引くべきであることを暫定的に決定。

以上